

飯能市告示第93号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として次のとおり指定し、平成24年4月1日から適用する。

平成24年3月30日

飯能市長 沢 辺 瀨 壺

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域

- 1 飯能市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項の規定による都市計画区域の指定がされている区域
- 2 飯能市の区域のうち大字下赤工、大字上赤工、大字原市場、大字唐竹、大字赤沢、大字中藤下郷、大字中藤中郷、大字中藤上郷、大字南、大字白子、大字虎秀、大字井上、大字平戸、大字坂石町分、大字坂石、大字坂元、大字南川、大字北川、大字長沢、大字吾野、大字上長沢、大字高山、大字下名栗及び大字上名栗の区域